

会員規程

平成26年5月23日 理事会制定

(目的)

第1条 この規程はブラインドマラソン協会（以下「法人」という。）定款第3章に規定する会員について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 法人の目的に賛同して入会し、法人の活動を支援するものを会員とする。

この法人の会員は次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という)の社員とする。

(1) 正会員（社員）

この法人の運営活動にボランティアとして積極的に参画し、事業を推進する者。

特定非営利活動促進法上の社員として毎年一度の定例総会と、必要に応じて開催される臨時総会に出席し、議決権を行使する権利と義務を有す。

(2) 賛助会員（登録会員）

この法人の事業を賛助する者。

活動資金の提供や、知識・技術の提供支援など、この法人の事業に対する活動サポートが期待される。

(入会)

第3条 会員の入会について、特に条件は定めない。

2. 会員として入会しようとするものは、別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り入会を認めなければならない。
3. 理事長は前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第4条 会員は、次に示す年会費を、法人の定める方法によって納入しなければならない。

- (1) 正会員 年額 3,000円
 - (2) 賛助会員 年額 3,000円
 - (3) 家族会員 年額 1,000円・・・(会員の家族1名につき)
2. 会費の改定は、理事会が提案し総会で決定する。
 3. 既納の会費は、いかなる事由があっても返還しない。

(正会員の表決権)

第5条 正会員は総会での議決権を有す。(一個人・団体につき一議決権。) 但し、定例総会開催日までに当該事業年度の年会費を納入していない場合には議決権を失うこととする。

2. 賛助会員には議決権はない。

(会員情報の変更)

第6条 会員は、入会申込書に書かれた内容について変更があったときは、速やかに書面によりその旨を協会に通知しなければならない。

2. 前項に規定する変更通知の不在によって、法人からの会員への通知、書類等が遅延または不達になったとしても、法人はその責を負わないものとする。

(会員の資格の喪失)

第7条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、もしくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して3年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退 会)

第8条 会員は、退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。なお、会員の死亡の場合は退会とする。

(除 名)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、除名することができる。この場合その社員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この法人の名誉を傷つけ、又は法人の目的に反する行為をしたとき。
- (2) この法人の定款・規程に違反したとき。

附 則

この規程は、平成26年6月1日より施行する。